

会 議 録

会 議 の 名 称	第 43 回宍粟市国民健康保険運営協議会	
開 催 日 時	令和4年1月 27 日(木)午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分	
開 催 場 所	宍粟市役所 3 階 庁議室	
議長(委員長・会長)氏 名	小 西 美 穂	
委 員 氏 名	(出席者) 松元二三代 栗山洋子 山國和志 井上雅博 岸本芳樹 縣俊孝 中野雅夫 橋本信行 小西美穂 黒田茂	(欠席者) 河野英正 山田博史
事務局氏名	市民生活部部长 森本和人 市民生活部次長 山本信介 税務課課長 朱山和成 税務課副課長兼市民税係長 島澤康博 保健福祉課課長 平尾真弓 次長兼市民課課長 中尾美恵子 市民課副課長 小椋容子 市民課国保係長 柴原真理	
傍 聴 人 数	0 人	
会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由	公開	(非公開の理由)
議 題	【協議事項】 (1) 国民健康保険制度について (2) 令和4年度税制改正大綱について (3) 令和4年度宍粟市国民健康保険税に係る税率の改正について (4) 令和4年度宍粟市国民健康保険事業計画(案)について 【報告事項】 (1) 高額支給申請手続き簡素化について (2) 特定健診・特定保健指導の実施状況 (3) その他(マイナンバーカードの保険証利用について)	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	あり	

議 事 録 の 確 認	<p>(会 長)</p> <p>_____</p> <p>(会議録署名委員)</p> <p>_____</p> <p>(会議録署名委員)</p> <p>_____</p>
-------------	---

(会議の経過)	
発言者	議題・発言内容
事務局	<p>(1. 開会)</p> <p>皆さんこんにちは。定刻前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただいまから第43回宍粟市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。お忙しい中本協議会にご出席いただき誠にありがとうございます</p> <p>お手元の次第に基づきまして会議を進めたいと思います。最初に開会にあたりまして会長様からご挨拶をいただきたいと思います。</p>
会長	<p>(2. 会長あいさつ)</p> <p>皆さんこんにちは。大変お忙しい中、また、社会事情が難しくなっている中、お集まりいただきましてありがとうございます。さて今日の会議は事前に資料をご覧いただいたとおり、令和4年度の国民健康保険事業の内容について、重要な事項を審議する大切な会議となっております。皆様におかれましては忌憚のないご意見をお願いしたいと思っております。また事務局からは分かりにくい用語や事業がありましたら説明しますとあらかじめ伺っていますので、どうぞ遠慮なくお尋ねいただきたいと思っております。そしてこの会議が国保について、また関連ある事業について理解を深める意義ある会議になりますよう、どうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。それでは続きまして市長よりご挨拶申し上げます。</p>
市長	<p>(3. 市長あいさつ)</p> <p>皆様こんにちは。昼間の出にくい時間帯であろうと思いますが、会長のご挨拶にもあったように、令和4年度の国民健康保険税の税率改正の件で先般諮問をさせていただいたところ、本日会議に出席していただいたということで大変ありがとうございます。広報などで事前にお知らせしてご承知のことと思いますが、国民健康保険中央会の方からこの協議会を含めまして長年お世話になっている委員が表彰を受けられたということで、20数年にわたり、市民の健康も含めお世話になっているということで、大変ありがとうございます。この度はおめでとございました。</p> <p>さて、昨夜、今朝と放送させていただきましたが、新型コロナ、オミクロン株の影響により兵庫県はまん延防止がでたということで、医師会の先生方にいろいろお世話になりながらこれまでも感染対策をいろいろしてきたところではありますが、兵庫県も昨日は4,000人ほど感染者が出てかつてない状況でありますし、龍野健康福祉事務所管内におきましても急激に感染が拡大している状況です。今宍粟市が把握している状況の中ではすでに50人を超えているところですが、今日もいろいろ情報が入っていますが、感染が爆発的に増えている状況です。何とか早くと思うところですが、今しばらくはそういう状況の中で皆様には協力いただきたいと思っています。その中で3回目のワクチン接種につきましても2月1</p>

	<p>日から医師会の協力のもと、個別接種という形でさせていただきます。もうすでにご承知の事と思いますが、今説明させていただき、2回目接種して7か月以上たった方についてはすでに接種券が送付されています。個別接種を希望される方についてはかかりつけ医と相談して接種していただきたいと思っています。宍粟市も子どもたちへの影響があり、家庭内感染が増えてきています。そういうことを分析して感染対策をしっかりしていきたいと考えています。</p> <p>さて、本題の国保の関係でございますが、去年は基金を取り崩すことにより何とか横ばいしていきたいということで、ご意見をいただいたところでございます。しかし現実問題といたしまして、国保会計においては大変厳しい状況でありますし、県においては令和9年度に標準的な保険料率で統一していこうという方向は決まっております。それに向かって標準保険料率に徐々に近づけていく動きがあります。そういう観点でできるだけ健全な国保会計を含めて続けていくには、被保険者の方にご負担いただかざるを得ない状況であります。そういった形で諮問させていただいておりますのでいろいろご協議をお願いしたい。いずれにしてもこの制度をいかに持続させるか、令和9年度の統一化に向かって、その点をご審議いただきたいと考えております。委員の皆様にはこのような状況の中で大変ご苦労をかけますが、どうぞよろしく願いいたします</p>
事務局	<p>ここで国民健康保険中央会特別功労者表彰を受けられました委員からご挨拶をいただきたいと思っております。</p>
委員	<p>失礼します。平成12年に会長になりましてからずっと協議会ではお世話になっております。この度特別功労賞を受賞しまして、市長から表彰状をいただいたところです。本当にありがとうございます。会長を長く勤めており、この度表彰を受けました。今後ともよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>大変勝手ではございますが、市長は別件公務のためここで退席させていただきます。ご了承をお願いいたします。</p> <p>《市長退席》</p> <p>先程も申し上げましたが本日委員2名より欠席の報告をいただいております。本日の出席状況は10名でございます。委員定数の2分の1以上の方に出席していただいておりますので宍粟市国民健康保険条例施行規則第6条の規定によりこの協議会が成立することを報告いたします。続いて本日の資料の確認をさせていただきます。それと机上のほうにも追加資料を配付させていただいております。資料が足りない方がいらっしゃいましたら事務局までよろしく願いいたします。</p>

議長	<p>(4. 議長選出)</p> <p>続きまして次第4、議長選出に入ります。 宍粟市国民健康保険条例施行規則第7条の規定によりまして協議会の議長は会長があたることになっております。会長様、以後の議事進行についてよろしくお願いいたします。</p> <p>(5. 会議録署名委員選任)</p> <p>それでは次第5、会議録署名委員の選任に入ります。会議録署名委員の選任につきましては、宍粟市国民健康保険条例施行規則第11条の規定によりまして、会長が指名することになっておりますので、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名委員は委員のお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>これより、本日の議事に入りますが、皆様方には、進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>(6. 協議事項)</p> <p>次第6、議題に入ります。(1)国民健康保険制度について(2)令和4年度税制改正大綱等については関連性がありますので、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます</p>
事務局	<p>(1) 国民健康保険制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国保制度の概要について ② 国民健康保険事業費について ③ 標準保険料率算定結果比較表について ④ 宍粟市における保険税率の決定について <p>(2) 令和2年度税制改革大綱について</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>医療給付費とは何のことだったでしょうか。</p>
事務局	<p>けがや病気をされた場合に療養の給付費とか高額療養費とか、また出産された場合には出産育児一時金とか葬祭費とかそういったものを賄っているのが医療給付費です。</p>
事務局	<p>医療費が例えば10割あった場合、医療機関で大体3割支払っておられると思いますが、7割分を国保の会計から支払っており、それを賄うために集めているのが税の医療分ということです。</p>

委員	<p>というと、10割の内の保険が負担しているお金ですね。</p>
事務局	<p>そうですね。いろいろな公費が入っているので単純に言えないこともありますが、基本的には医療費の7割分を保険で賄っていますので、医療の必要のない元気な人が多くなると、保険税も低く抑えられるのではないかと思います。</p>
議長	<p>委員、よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>次の議題に入ってからでも繰り返しの質問になっても構いませんのでまたよろしく願いします。では次の議題に入ります。</p> <p>(3) 令和4年度宍粟市国民健康保険税に係る税率の改正について(諮問)を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(3) 令和4年度宍粟市国民健康保険税に係る税率の改正について(諮問)</p>
事務局	<p>①令和4年度国民健康保険特別会計予算(案) ②宍粟市国民健康保険事業基金の状況 ③国民健康保険加入被保険者数等の状況 ④保険給付費の状況</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>細かい数字は分かりませんが、必要なものについては払わないといけないということでその点について異論はございません。その上で2点質問があります。保険税の未納者の状況について、理由としてお金がないから払えないのか、お金があるけど納得してないから払わないのか、いろいろ事情があると思いますがそのあたりについてお聞きします。</p> <p>2点目ですが、保険税を支払うということは安心して治療をうける権利を得るということです。子どもや高齢者は夜間や休日問わず緊急に治療を必要とする場合が多く発生しますが、対応に不安や不満を感じることがありました。医師の先生方や看護師の皆さまには大変なご苦勞をされており、心から感謝しております。しかし、緊急時の対応について、制度上の問題で様々な対応がされていることを理解していますが、不満を感じております。保険税のことと合わせて「緊急医療の対応の見直し」についても、今回の諮問の中に入れていただきたいと思います。</p>

事務局	<p>まずご質問につきまして、今回令和4年度の予算(案)を掲載させていただいています が、現年の保険税の計算は収納率を 95.3%で見込んでおります。実際の調定は 9 億円 弱ですが、残り 4.7%は未収になると見込んで 8 億 4 千万円弱としております。令和 2 年 度の収納率が 95.21%でありますので、令和3年度は 12 月末現在で前年度同月から少し 上回っている状況で、令和4年度も 95.3%を見込んで計算させていただいています。未 納の方の状況ですが、払いたくても払えない人や低い所得の人もいらっしゃいますし、税 の趣旨等に理解できなく払わない人もいらっしゃいます。そういった払いたくても払えない 人については減免や軽減の措置がありますし、税が確定した後の人についても分納をお 願いすることもありますし、滞納者に対しては厳しいことを言うこともありますが、なるべく緩 和措置をさせていただいていますし、収入があるのに払わない人については差し押さえ をしたり等、厳しい態度もとりながら収納率の向上に努めたいと思います。</p>
委員	<p>個人的に思いますが、昔は資産割の影響もあったんじゃないでしょうか。そのあたりは どうでしょうか。</p>
事務局	<p>確かに資産割は能力があって支払う応能割に入りますが、実際、所得が高い人はそれ なりに能力があって支払えるのですが、資産は先祖から引き継いだ家や土地を持って いる方が今現在資産価値に合う収入のあるなしにも関わり、払える能力に直結しません。資 産割があることにより収納率が 93%や 94%の時もありましたが、令和 2 年度以降につつま しては所得割だけになってからは 95%台に上がっている状況にあります。資産割があっ た時代は払いたくても払えない人があったのではないかと思います。</p>
事務局	<p>それとやっぱり納税者の方の思いとして普通に納めている税金、国保税に関して資産 に関わる税金もあったということで、二重課税になっているという思いもあったんでは ないかと思います。そういったことを解消する中で、宍粟市においては令和 2 年度から資産割 を無くして 3 方式にするとして、所得能力に応じた税の負担をお願いしているところ です。</p>
委員	<p>近い将来、宍粟市の過疎化と高齢化が進むと納税と医療費のバランスがさらに大きく悪 化するのではないかと危惧しております。税が高くなると納税者が市外に住所を移すの ではないか。経済的に余裕がない方は医療費を抑えようとして治療を我慢して医療機関等 を受診しないのではないかと。それが高じて医療関係者が宍粟市から離れるのではない かという不安があります。</p> <p>当協議会では市民がいつまでも宍粟市に住みたいと思えるよう、様々な面から考慮する 必要があるのではないかと、提案させていただきました。</p>
事務局	<p>委員の提案ですが、この保険税を納めていただくのは宍粟市内の医療機関だけでな く、全国の保険適用されている医療機関、調剤薬局等で個人で支払っていただく負担金</p>

	<p>が抑えられるようになっておりますので、直接的に納めていただいたものが、例えば総合病院や市内の医療機関に入るというわけではありません。運営につきましても国保ではなく病院自体で運営しておりますので、その在り方というのも課題があるのかなと思ってお聞きしておりましたが、その部分については、いろいろなところから市民の意見をいただいて進められていると思いますので、またご意見のほうを市長まで伝えさせていただきたいと思っております。</p> <p>今回の諮問につきましては、医療にかかりやすさについても被保険者の皆さんが思っておられると思いますので、文面を相談させていただきたいと思っております。</p>
議長	<p>そういったことで、委員よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。他の方、ご意見、ご質問などございませんか。非常に大切なところなのですが。</p> <p>〈意見なし〉</p>
	<p>よろしいですか。そうしましたら、令和4年度宍粟市国民健康保険税に係る税率の改正について(諮問)について、お諮りします。先ほどの委員からの意見を付して答申することとしてよろしいですが、意義はございませんか。</p> <p>〈意見なし〉</p>
	<p>そうしましたら意義がないこととしまして、委員の意見を付して答申書を作成したいと思います。答申書の内容については会長、副会長に一任させていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
委員	<p>先ほどの委員の2番目の意見も入るのですか。それは国保には関係ない意見と思いますが。社会保険もそうですし、他の保険に加入されている方や外国の方とか、保険に加入されていない方も同じ状況で、これは医療の問題ですので、国保にはあまり関係ないのではないですか。他の方どう思われますか。</p>
議長	<p>どうですか。私としては先ほど事務局からお話があったように事務局と委員との間でもう少し意見をまとめていただいて、事務局の方から他の課や関連する課に話をさせていただき、答申書には含めないということでよろしいでしょうか。他の方どうですか。</p>

	<p>〈了承〉</p> <p>事務局でしょうか。</p>
事務局	<p>答申書は答申として公式な文書で市長へ提出し、先ほど会長がおっしゃたように答申書には盛り込まないということで、今日の会議録につきましては市長にも見ていただき、関連するところも市長に確認いただくということで、委員いかがでしょうか。</p>
委員	<p>はい、それで結構です。</p>
議長	<p>それでは調整させていただいて、答申書の写しは後日各委員の皆様には送らせていただくということでそれでご了承いただきたいと思います。</p> <p>それでは先に進ませていただきます。</p> <p>(了承)</p> <p>そうしましたら、副会長とともに答申書について答申書を調整させていただき、市長に答申いたします。皆様には答申書の写しを後日送付いたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>では次の議題に移ります。議題(4)令和4年度宍粟市国民健康保険事業計画(案)について を議事といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(4)令和4年度宍粟市国民健康保険事業計画(案)について</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>よろしいですか。後発医薬品のこと書いてありますが、私が記憶しているところでは、宍粟市は県内で2番目にジェネリック医薬品の使用率が高かったと思います。ここで普及率84%と書いてありますが、宍粟市はもっと高いような気がします。</p>
事務局	<p>そうですね。年平均のジェネリック数量シェア率目標値を84.5%にさせていただこうと思っておりますが、今はかなり成績が良いので。</p>
委員	<p>うちなんかいつも95%ですよ。だから多分薬局で出るジェネリックの使用率は特に高いと思います。</p>

事務局	先生方のお力添えのおかげで、調剤薬局については高いのですが、院内処方になりますとそこは数値が落ちてしまいます。そういうこともありまして、年間でいうと85%にいくかないかというところですよ。
委員	そうなんですね。
事務局	月々で数値が変わりますので、トータルで85%を超したらいいのにとこの部分もあるので、もう少し直近までのデータを見させていただいて、85%ぐらいまでに上げさせていただきたいと思います。先生よろしいでしょうか。ちょっと90%までは難しいと思いますが。
委員	調剤薬局はかなり高いと思いますが、先ほど言われた院内の処方を入れると低くなる可能性はありますね。
事務局	直近までのデータを押さえて、確認させていただいて85%で目標を持ってそうなら調整させていただこうかと思いますが、それでよろしいでしょうか。
委員	はい。ジェネリックの使用促進というのがなぜそこに書いてあるかという先発品からジェネリック医薬品にお薬を変えるとお薬代が半分とか安くなるわけですよ。それで医療費が抑制できるので、ここに書いてあるのです。
議長	調剤薬局に行くと必ずジェネリックにされますかと聞かれますよね。
委員	薬局でジェネリック医薬品の使用率が高いと、ほんの少しだけ利益がつくようになっています。
議長	他にはいかがですか。どんな質問でも結構です。 〈意見なし〉
事務局	よろしいですか。それでは、続いて次第7報告事項に入ります。(1)高額支給申請手続き簡素化について (2)特定健診・特定保健指導の実施状況について を報告いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(1) 高額支給申請手続き簡素化について (2) 特定健診・特定保健指導の実施状況について
議長	ありがとうございました。事務局の報告が終わりましたので、質疑に入らせていただきます。

	<p>す。ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>〈意見、質問なし〉</p> <p>よろしいでしょうか。ないようですので、次第8その他に入ります。マイナンバーカードの保険証利用について 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(その他)マイナンバーカードの保険証利用について</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。途中から風が強くなりましたが聞こえましたでしょうか。ご意見、ご質問はございませんか。</p>
事務局	<p>厚労省のホームページにも導入されている医療機関が掲載されています。</p>
事務局	<p>委員のところも導入されていますね。</p>
委員	<p>早い段階で導入しています。レセコンの入れ替えのタイミングで導入しました。マイナンバーカードをきちんと持ってきてもらったら社会保険のサーバーからデータをとってきて保険証の資格確認をして、今の段階ではダメですが、いずれはすべての薬局でも入りますよね。どんな薬を飲んでいるかということもレセプトで請求したデータを社保のサーバーに見に行くことができるようになります。医療機関ではこの患者がどの薬を飲んでいるか確認できるようになるし、健診データも確認できるようになる。まだ他の医療機関を受診されたデータまでを一緒にするのはなかなか難しいと思いますが、どこの医療機関でどの薬を飲まれているかということがいずれは見られるようになる。本当は去年の10月からスタートの予定だったんですけども、少し遅れているような感じです。でも、本当に驚くぐらい流れがよいですよ。マイナンバーカードを置いてもらうだけでどんな人でも資格が切れているとか、そんなことでもすくに分かりますので。患者さんがいくらお金は支払っているんだと言っているけども資格が切れている人もいて、それで確認するとおかしいおかしいと言って、すぐに分かったことがあります。本当に段々便利になるかなと思っています。停電とかになるとすべてストップしてしまうので、それが不安で怖いですが。すごく便利なものと思っていますが、ただ、マイナンバーカードを持たれている人がまだ少ないので、あればすごくスムーズかなと思います。</p>
事務局	<p>報道などでもご承知いただいていると思いますが、宍粟市ではマイナンバーカードを持たれている方が45%ぐらいだと思いますが、徐々には増えてきている状況です。ただ、この前報道にもありましたようにポイントが付くということで、マイナンバーカードを取得していただきますと、手続きにもよりますが、たとえば20,000円のクレジットが使われたら5,000円の</p>

	<p>ポイントを付けますという仕組みがあります。それと、今後 6 月頃の見込ですが、健康保険証に登録されている方には 7,500 ポイントが付く。それと給付の口座、例えば高額療養費や年金の振込口座など公的なものを振り込む口座を国のほうに登録すると、同じように 7500 ポイントが付くという仕組みが報道されています。ただ、そういうことをどうしたらできるのかとか、どうしたら保険証利用できるのかとかいうことを、いろいろな市からの説明や広報をしていかないと理解してもらうのが難しいかなと思います。その部分についてもまた努力していく次第です。また医療機関で先生がおっしゃった健診結果とか本人同意で薬の状況を見ていただく状況になっているという通知もありました。知られたくない方は制度的にも守られているということになっています。</p>
委員	<p>どこかの医療機関で 1 回マイナンバーカードを保険証利用すると、別に手続きしなくてもそれで保険証としての機能がつくようになっています。</p>
事務局	<p>それと、今使っていない方でしたらパソコンとか市のマイナポータルで支援させていただいて登録はできるようになります。ただ、医療機関へ行かれて保険証利用すれば 1 回で済むのは便利ですね。</p>
委員	<p>端末に置いてだけでできますよ。</p>
委員	<p>まず、マイナンバーカードを持っていただくのが一番ですね。取得率が 45%ということは、おそらく高齢者の方が医療受診が多いので、各自治体で高齢者を支援してあげるとか、わざわざ来てもらってというよりこちらから向かう方向にもっていくほうがいいですね。この間住民票も取ったけども、コンビニでマイナンバーカードを使って取るのはすごく便利。夜間も休日も使えますし。できたら持っておかれたら急を要するときにはとても便利です。</p>
事務局	<p>高齢者の方でも運転免許証を持っておられない方が本人確認として写真付き証明書を求められることが多くなってきている中、写真付きでないと 2 点の証明書が必要なのに証明書がないという人が多くおられます。こちらとしては出向いて申請していただいたり、市役所や公民館に行くのも大変な方は各ご家庭まで行かせてもらって申請していただくことを始めましたので、何かそういうお声がありましたら、市民課を案内していただきたい。</p>
委員	<p>作るときに最初に届いた通知カードが必要ですよ。</p>
事務局	<p>今は通知カードが無くても申請できます。今、後期高齢の方で持っておられない方は、国の方から案内が行く予定になっています。ただ使い方や仕方が分からないという人が多いと思いますので、その辺りはまたお知らせなどしていきたいと思っています。</p>

事務局	<p>持っておられても住民票を取りに来られるという方がいらっしゃいますので、活用についても併せて啓発をしていかないといけません。戸籍や印鑑証明もコンビニ等で取れることを知らない方もいらっしゃいますし、みんなが持っているから持ったという方も多いので、もっと活用方法についての周知が必要と思っています。</p>
委員	<p>山崎の民児協で毎月 60 名集まって定例会を行っていますが、もしよろしければそこへ来て PR 等推進していただければ。事務局にも伝えておきますので是非。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>推進されようとされていますが、便利な分不安があるという声も聞きます。誰でもコンビニでも取れるとか。</p>
事務局	<p>仕組みとしては、いろいろな口座を紐づけたり、健康保険証として使えたりする情報はマイナンバーカードにすべて入っているわけではなく、お名前や生年月日、性別、住所の 4 情報が入っています。カードには電子チップが付いていて、例えば医療機関でかざして、そこから読み込んできて確認するという形になっています。口座情報もカードに入っているわけではないです。ただ、最初国が通知した段階で大事なもので番号を知られたら大変なことになるとあったので、そういうのも含めて不安に思っているのは私たちもよく承知しています。免許証であったりクレジットカードだったり、そのようなものと似たように大事に扱っていただきたい。マイナンバーカードは番号とパスワード、行政的な手続きでないと使用できない仕組みになっています。紛失された時は警察に届けて、また J-LIS という国の機関に届けて電子証明を停止する手続きを取っていただきますが、よく思われるのがこの電子チップに何もかもが入っているのではないかとということです。</p>
委員	<p>クレジットカードみたいにスキニングとかそういう感じで情報が取られるのではないかと心配されている方もいます。</p>
委員	<p>(窓口等で置いてある顔認証付きカードリーダーは) 本人確認ため、顔写真と本人の顔をチェックして認証できたらその方のデータをサーバーへ見に行くので、顔が違う人が使っても反応してくれません。</p>
委員	<p>コンビニとかで使用できるが、店員が見る可能性があるという情報がデマなんですね。デマなんだけど、それが広がっている。</p>
事務局	<p>カードの中に全ての情報が入っていると思われる方もいますが、行政がそれぞれの手続きをするときに、こちらからそれぞれの情報を取りに行くと思っていただけたらいいと思</p>

	<p>います。また逆に取得された情報を自分で確認することもできます。安心していただければいいかなと思います。</p>
委員	<p>国も市もデジタルの推進ということを言っていますし、時代の流れに乗って対応していくのも大事なことでないでしょうか。</p>
事務局	<p>こうやって聞いていただいたり話す機会があると、知っていただくこともできるんですが、紙だけのお知らせというのは難しい部分があるので出前講座だったり直接自宅に行かせていただいたりして直接お話をさせていただきながら周知を進めていきたいと思っています。またご相談等受けられましたらお声がけください。</p>
事務局	<p>法律や条例に基づいたものしか取れないので、それ以外で情報を取ると違法になります。行政も情報を取るのは限定的になります。</p>
議長	<p>広報などで分かりやすい感じで特集してもらったり、何か月か前に自宅へ伺いますという特集もありましたけど。</p>
事務局	<p>何軒か行かせていただきましたが、例えば高齢者の1人暮らしや事業をされている方なかなか時間を作って市役所に来ることができないので良かったという声も聞いています。また申請がありましたら行かせていただきたいと思っています。</p>
議長	<p>他に意見、ご質問等はありませんか。</p>
事務局	<p>1点追加がございまして、本日お配りした「こんにちは！国保です」のパンフレットの18ページをごらんください。70歳以上75歳未満の自己負担限度額のフローチャートの中で同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保被保険者が1人収入383万円未満、2人以上収入合計520万円未満のから「はい」へ進むと「申請必要」とありますが、これは基準収入額申請のことでして、該当者がこれをするると所得区分が「一般」になりますが、令和4年1月から税の確認ができれば申請が不要になりますので、ご連絡いたします。</p>
議長	<p>他に何かございませんか。来年のためにこのような資料があればと思われることがありましたら、その他何でも結構ですので。</p>
委員	<p>今度令和9年度から保険料が統一されるということで、それまでに長期で見た宍粟市国保の計画、今あるのは令和4年度だけではないですか。もう少し、9年度とかその先を見据えた宍粟市の人口とか高齢者の割合とか見て、収支がどうなっているか長期のビジョンがやっぱり必要と思います。どんどん人口が減ってきている中で、それは宍粟市全体の事</p>

事務局	<p>業に関すると思いますが、令和4年度だけでなく、令和9年度に変わるのであればその先もどうなるかということはある程度予測してビジョンを立てないと、そういう時期に来ているのかなと思います。人口もものすごく減ってますよね。</p> <p>人口だけでなく被保険者数も減っています。それと制度も変わりましてパートの方でも社保に加入できる仕組みになってきていて、それも被保険者が減っている一因かなと思います。被保険者の動向、医療費のこともなかなか読みにくいこともあります。試算時点で想定されるものを全て考えながら、私たちも今後のために検討したいと思っています。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>ないようですので以上で本日の議題はすべて終わりました。これもちまして本日の会議を閉会とさせていただきます。皆様ありがとうございました。それでは事務局に進行をお返しします。</p>
事務局	<p>会長様ありがとうございました。委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、慎重なるご審議をいただきありがとうございました。それでは、当協議会の閉会にあたりまして、副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。</p>
副会長	<p>失礼します。今日は運営協議会ということで皆様大変お忙しい中、長時間予定通り4時まで審議していただき、誠にありがとうございました。また諮問につきまして会長の相談の上市長に答申させていただきます。何かと国保につきましていろいろと課題が山積しております。今後とも皆様のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。本日の会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。委員の皆様にご連絡させていただきます。次回の運営協議会ですが、今のところ5月26日木曜日同じ時間で午後2時から予定しております。皆様予定の程よろしく願いいたします。</p> <p>これで協議会を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。</p>